

豊田市 LED 照明器具更新支援補助金手続要領

令和 8 年 10 月 1 日施行

はじめに

本補助金は税金を財源としているため、社会的にその適正な執行が強く求められます。当市は、**当然ながら厳正に補助金の執行を行うとともに、虚偽の申請や不正行為に対しては厳正に対処します。**

本補助金を申請するに当たっては、豊田市 LED 照明器具更新支援補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）及び本手続要領をよく理解した上で、以下の点について十分認識し、補助金の申請に関する全ての手続を適正に行っていただきますようお願いします。

- （１）補助金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- （２）虚偽の申請や不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付の決定の取り消しを行うとともに、支払済みの補助金のうち、取り消し対象となった額を返還していただくことになります。
- （３）実態と異なる書類等を作成して補助金を受給した場合は、詐欺罪（刑法第 246 条）が成立し、10 年以下の拘禁刑に処せられます。なお、現に補助金を受給していなくても、実態と異なる書類等を作成して補助金を受給しようとした場合は、詐欺未遂罪（刑法第 250 条）が成立し、10 年以下の拘禁刑に処せられます。
- （４）補助対象事業の実施に当たっては、各種法令、基準等を遵守してください。
- （５）補助対象事業に係る全ての資料は、補助対象事業が完了した年度の翌年度から 5 年間保存してください。
- （６）補助対象事業により取得した財産については、総務省所管補助金等交付規則（平成 12 年総理府・郵政省・自治省令第 6 号）第 8 条に定められた期間が経過するまでは、当該補助事業により取得した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することはできません。
- （７）要綱に規定する要件を欠くこととなったときは、交付決定の取り消し、交付の停止、補助金の返還などの対応を求める場合があります。

1 補助対象事業者（要綱第 4 条）

補助金の交付対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、市内に事業所（個人事業主にあつては、市内に住所及び主たる事業所）を置く中小企業等（※ 1）であつて、要綱第 9 条に規定する補助金の指定申請時点から遡って 1 年以上市内で事業を営む者のうち、次の要件を全て満たすものとする。

- （１）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を営む事業所又はそれに類する事業所を営んでいないこと（※ 2）。
- （２）法人等（法人若しくは団体又は個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」とい

う。)又は暴力団員ではないが同条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながらその組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がないこと。

- (3) 暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められないこと。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められる者でないこと。
- (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者でないこと。
- (6) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと。
- (7) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められる者でないこと。
- (8) 本市市税の滞納又は未申告がないこと。
- (9) 公序良俗に反する事業を行っていないこと。
- (10) 事業活動等に必要な許認可等を取得していること。
- (11) 過去に豊田市中心事業所等 LED 照明器具更新費補助金の交付を受けた者でないこと。

(※1) 中小企業等とは、次の①～③に掲げる者をいう。

- ①中小企業(中小企業基本法(昭和38年法律第154号。以下「基本法」という。)第2条第1項に規定する者(※i)のうち、法人をいう。)
- ②個人事業主(基本法第2条第1項に規定する者(※i)のうち、要綱第9条に規定する補助金の指定申請時点から遡って1年以上豊田市に居住している個人をいう。)
- ③その他法人(会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)以外の法人であり、かつ従業員(組合にあっては事務に従事する者)が300人以下の法人をいう。ただし、宗教法人法第4条に規定する法人を除く。)

(※i) 基本法第2条第1項に規定する者とは、下表の(A)又は(B)の範囲に収まるものをいう。

業種	資本金(A)	常時使用する従業員の数(B)
製造業	3億円以下	300人以下
建設業		
運輸業		
その他の業種		
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	50人以下
小売業	5,000万円以下	100人以下

※卸売業、サービス業、小売業に該当する「日本標準産業分類」上の区別は、
下表のとおりである。

基本法上の類型	日本標準産業分類上の分類
卸売業	大分類 I（卸売、小売業）のうち中分類 50～55 ・各種商品卸売業 ・繊維・衣服等卸売業 ・飲食料品卸売業 ・建設材料、鉱物・金属材料等卸売業 ・機械器具卸売業 ・その他の卸売業
小売業	大分類 F（電気・ガス・熱供給・水道業）のうち、 ・細分類 3313 電気小売業 ・細分類 3413 ガス小売業 大分類 I（卸売、小売業）のうち中分類 56～61 ・各種商品小売業 ・織物・衣服・身の回り品小売業 ・飲食料品小売業 ・機械器具小売業 ・その他の小売業 ・無店舗小売業 大分類 M（宿泊業、飲食サービス業）のうち、 ・中分類 76 飲食店 ・中分類 77 持ち帰り・配達飲食サービス業
サービス業	大分類 G（情報通信業）のうち、 ・中分類 38 放送業 ・中分類 39 情報サービス業 ・小分類 411 映像情報制作・配給業 ・小分類 412 音声情報制作業 ・小分類 415 広告制作業 ・小分類 416 映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業 大分類 H（運輸業・郵便業）のうち、 ・細分類 4892 レッカー・ロードサービス業 大分類 K（不動産業、物品賃貸業）のうち、 ・小分類 693 駐車場業 ・中分類 70 物品賃貸業 大分類 L（学術研究、専門・技術サービス業） 大分類 M（宿泊業、飲食サービス業）のうち、 ・中分類 75 宿泊業 大分類 N（生活関連サービス業、娯楽業） ※ただし小分類 791（旅行業）は除く。 大分類 O（教育、学習支援業） 大分類 P（医療、福祉） 大分類 Q（複合サービス事業） 大分類 R（サービス業〈他に分類されないもの〉）

(※ 2) 主業は別にあり、副業で性風俗関連特殊営業(※ ii)を行っている場合も補助対象外となる。

(※ ii) 性風俗関連特殊営業とは、次の①～⑤に掲げる事業をいう。

①店舗型性風俗特殊営業
ソープランド、店舗型ファッションヘルス、ヌードスタジオ、個室ビデオ、のぞき部屋、ストリップ劇場、ラブホテル、モーテル、レンタルルーム、アダルトショップ、大人のおもちゃ屋、出会い系喫茶など
②無店舗型性風俗特殊営業
デリバリーヘルス、アダルトグッズのオンラインショップ など
③映像送信型性風俗特殊営業
インターネットを通じて性的な映像を有料配信する営業(ライブチャット含む。)
④店舗型電話異性紹介営業
テレクラなどの、店舗を設けて電話で異性と会話の機会を提供して紹介する営業
⑤無店舗型電話異性紹介営業
ツーショットダイアルなどの、店舗がなく電話で異性と会話の機会を提供して紹介する営業

2 補助対象設備(要綱第5条)

補助金の交付対象となる設備(以下「補助対象設備」という。)は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 既存の照明器具の更新により導入する LED 照明器具(※ 3)であって、既存の照明器具と比較してエネルギー消費効率が優れていること(※ 4)。
- (2) 更新前後で使用用途等が同じであること(※ 5)。
- (3) 兼用設備、将来用設備又は予備設備ではないこと。
- (4) 補助対象事業者が自ら購入し、所有し、使用すること(※ 6)。
- (5) 自社で製造する製品ではないこと。

(※ 3) LED 照明器具とは、**屋内**で固定して使用する照明器具(※ iii)であって、LED を光源として使用する照明器具(コンセント式又は電池式等の容易に持ち運ぶことができるもの及びランプ単体を除く。)をいう。

(※ iii) **屋内に固定して使用する照明器具とは、建物内部及び底の下部に設置されたものをいう。ただし、専ら居住を目的とした居室に設置されたものを除く。**

(※ 4) 省エネルギー計算書(様式第3号)における「2 年間 CO₂ 排出量」の「削減量」欄が正の値になっていればよい。

(※ 5) 既存照明器具と更新予定の LED 照明器具で大幅に意匠が異なるものは補助対象外設備である。

【対象外の例】

- ・(既存) ベースライト型 → (更新後) ダクトレール型スポットライト
- ・(既存) シーリング型 → (更新後) ダウンライト型

また、既存照明器具と比較して光量が増す設備や既存照明器具にはなかった機能(調光制御機能等)が新たに付加された LED 照明器具等も補助対象外設備である。

(※ 6) リース品は補助対象外設備とする。

3 補助対象事業（要綱第6条）

補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象事業者が事業所に設置した既存設備を補助対象設備に更新する事業であって、次の要件を全て満たすものとする。

- （1）補助対象設備の設置される場所が、市内の事業所内であること。
- （2）国又は地方公共団体等から同一設備に対する補助金等の交付を受けている事業ではないこと。
- （3）蛍光灯、白熱灯等の既存の照明器具から LED 照明器具に更新する事業であること。
- （4）新設又は既存の事業所における新たな照明器具の導入を目的とした事業ではないこと。
- （5）既存の照明器具の省エネルギー化を目的とした事業であって、故障した照明器具の更新等を目的とした事業ではないこと。
- （6）専ら居住を目的とした居室における照明器具の更新を目的とした事業ではないこと（※7）。

（※7）アパートやマンションにおいては、屋内の共用部（エントランス、廊下、階段、階段室、エレベーター、ベランダ等）に設置された設備のみが補助対象となる。

【補助対象事業と補助対象外事業の判別】

- ①コンセント式で持ち運びができるもの … 対象外
- ②電池式、充電式のもの … 対象外
- ③ランプ単体を交換する事業 … 対象外
- ④シーリングタイプの照明 … 対象
- ⑤ランプー体型（スポットライト、天井埋め込み式ダウンライト）照明 … 対象
- ⑥非常灯 … 対象
- ⑦誘導灯 … 対象
- ⑧看板、ネオンサイン … 設置場所、照明器具の形状によって判断
- ⑨マンションの居室に設置された照明器具 … 対象外

4 補助対象経費・補助対象外経費（要綱第7条）

（1）補助対象経費

補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、設備費（設置工事費を含む。）に限る。

【設備費（設置工事費を含む。）の定義】

事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、足場など据付け等に要する経費、事業を行うために必要な機械の使用に要する経費、既存照明の撤去に要する費用（処分費は対象外）

（2）補助対象外経費

次の各号に掲げるものは補助対象経費としない。

- ①調査費、設計費、附帯工事費、処分費
- ②消費税及び地方消費税相当額
- ③印紙税、登録免許税、法令手続に係る手数料
- ④その他公租公課
- ⑤その他市長が不適当と認める費用

【補助対象となる工事例】

器具のタイプ	工事が必要な理由	必要な工事の例
直管蛍光灯	全ての蛍光灯器具には安定器が存在するため。	既存の安定器を外し、LED ランプ専用の部品による回路に組み替える。またソケット、端子台、配線は仕様、劣化状態を確認の上、必要に応じて交換。または器具ごと交換
ダウンライト・埋込器具	器具本体が天井に埋め込まれており、配線が直接接続されている場合。(電球型 LED が使用できない場合)	器具の取り外し、新しい LED 一体型器具への取り付け、配線結線作業
引掛シーリングがない場合	新しい照明器具を取り付けるための配線器具がない場合	天井に引掛シーリングなどを新設する工事

5 最低投資額（要綱第 7 条）

補助対象経費（設備費（設置工事費を含む。））の合計額が、20 万円を超えない場合は補助金の交付対象としない。

6 補助金の額・限度額（要綱第 8 条）

補助金の額及び限度額については以下に定める額とし、1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

補助金の額 … 補助対象経費の合計額の 2 分の 1

限度額 … 300 万円

7 指定申請・実施期間

（1）指定申請（要綱第 9 条）

令和 8 年 10 月 13 日（火） ～ 令和 9 年 1 月 29 日（金）

※指定申請は、同一事業者につき 1 回までとする。

※指定申請の期間に関わらず、予算がなくなり次第、受付を終了する。

※過去に豊田市中心事業所等 LED 照明器具更新費補助金の交付を受けた者は、申請できない。

（2）実施期間（要綱第 12 条）

指定申請の翌日から令和 9 年 5 月 31 日（月）までに指定事業を完了すること。

※補助対象事業は、要綱第 9 条に規定する指定申請の日の翌日から着手（発注・契約）することができる。

※指定事業の完了とは、指定事業の実施及び補助対象経費に係る全ての支払いが完了することをいう。

8 交付申請・実績報告（要綱第 13 条）

指定決定を受けた補助対象事業者（以下「指定事業者」という。）は、指定事業が完了した日から起算して 30 日以内に、交付申請兼実績報告をしなければならない。

9 内容変更等（要綱第 11 条）

指定事業者は、指定決定を受けた補助対象事業（以下「指定事業」という。）の内容を変更（廃止及び中止を含む。）をする場合は、直ちに市長に指定事業計画変更承認申請書（様式第 8 号）を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

【変更事前確認が必要なケース】

（１）所在地、法人名、屋号又は代表者の変更

（２）補助対象経費が増加する場合

予算の範囲内での交付となり、必ずしも増額できるわけではないため、増額することが判明した時点で、すみやかに産業振興課（☎0565-34-6641）に相談すること。

※補助対象設備の変更は認めない。

（３）対象経費が 20%以上減少するとき

（４）その他市長が必要と認めたとき

10 提出書類

（１）指定申請時に提出する書類（要綱第 9 条）

	法人	個人事業主
豊田市 LED 照明器具更新支援補助金交付対象事業者指定申請書（様式第 1 号）	○	○
見積書（原則、市内事業者から 2 社以上見積を徴取し添付すること。） ※市内事業者 2 社以上に見積を依頼したが相手方から辞退された場合のみ市外事業者に発注することができる。なお、市外事業者に見積を依頼する場合は「市外事業者見積理由書」を併せて提出すること。	○	○
収支予算（決算）書（様式第 2 号）	○	○
省エネルギー計算書（様式第 3 号）	○	○
導入する LED 照明器具の消費電力量の根拠書類	○	○
誓約書（様式第 4 号）	○	○
役員一覧表（様式第 5 号）	○	—
更新前の照明器具の設置状況が確認できる照明配置図	○	○
更新前の照明器具の設置状況が確認できる写真	○	○
法人の履歴事項全部証明書の写し（3 か月以内に発行されたものに限る。）	○	—
個人の事業証明書（3 か月以内に発行されたものに限る。） ※市民税課で取得	—	○
発注先の個人の事業証明書（3 か月以内に発行されたものに限る。個人事業主に工事を依頼する場合に限る。） ※市民税課で取得	△	△

発注先の事業証明書（3か月以内に発行されたものに限る。市内に本店はないが市内に支社、支店、営業所又は出張所がある法人に工事を依頼する場合に限る。） ※市民課、各支所・出張所で取得	△	△
委任状（様式第6号）	△	△
その他市長が必要と認めるもの	△	△

（２）交付申請・実績報告時に提出する書類（要綱第13条）

	法人	個人事業主
豊田市 LED 照明器具更新支援補助金交付申請書兼実績報告書（様式第10号）	○	○
収支予算（決算）書（様式第2号）	○	○
更新後の照明器具の設置状況が確認できる照明配置図	○	○
更新後の照明器具の設置状況が確認できる写真	○	○
契約書等発注したことを証する書類等（契約書、発注書等）	○	○
領収書等支払いしたことを証する書類等（領収書、通帳の写し等）	○	○
その他市長が必要と認めるもの	△	△

（３）内容変更時に提出する書類（要綱第11条）

	法人	個人事業主
指定事業計画変更承認申請書（様式第8号）	○	○
変更内容を証する書類（廃止（中止）の場合を除く。）	○	○
その他市長が必要と認めるもの	△	△

11 省エネルギー計算書の記載方法

【既存照明器具の消費電力について】

既存照明器具の「種類」、「大きさ」及び「照明器具消費電力量（W）」については、一般社団法人日本照明工業会が公表するガイド 114「照明エネルギー消費係数算出のための照明器具の消費電力の参考値」に記載されている「種類」、「大きさ」及び「照明器具消費電力量（W）」を引用して記載すること（手続要領 10 ページ以降に掲載）。

参照：<https://www.jlma.or.jp/siryo/pdf/kokai/guide114.pdf>

なお、「非常灯」については省エネルギー計算書（様式第3号）への記載は不要だが、照明配置図（更新前の照明配置図と更新後の照明配置計画図の双方を添付すること。）
には「非常灯」の設置位置を記載すること。

12 関係書類の保存（要綱第16条）

指定事業者は、帳簿等の指定事業に係る全ての関係書類を、指定事業が完了した年度の翌年度から起算して **5年間保存**しなければならない。

13 財産処分の制限（要綱第 17 条）

交付決定事業者は、総務省所管補助金等交付規則（平成 12 年総理府・郵政省・自治省令第 6 号）第 8 条に定められた期間が経過するまでは、当該補助事業により取得した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、市長の承認を得た場合は、この限りではない。

14 交付決定の取消し又は補助金の返還（要綱第 18 条）

以下の（１）から（５）までのいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定額の全部若しくは一部が取り消され、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還しなければならない。なお、既に交付を受けた補助金の全部又は一部の返還を命ぜられた交付決定事業者は、補助金の返還を命ぜられた日から起算して **15 日以内** に当該補助金を返還しなければならない。

- （１）規則、この要綱、指定決定若しくは変更指定決定のときに付した条件又は市長の指示に違反したとき。
- （２）補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- （３）指定事業に関する申請、報告、施行等について不正な行為があったとき。
- （４）要綱第 4 条各号、第 5 条各号及び第 6 条各号のいずれかに該当したとき。
- （５）その他補助金の運用を不相当と認めたとき。

15 注意事項

- （１）提出書類等は、市に提出する前に、写しをとっておくこと。
- （２）申請書を提出された場合でも、添付書類等に不備があった場合、受付できないことがある（不備事項を修正した上、再度提出）。
- （３）必要に応じて、指定事業者には指定事業の進捗状況、効果等及び指定事業により取得した財産について説明又は文書の提出を求めることがある。
- （４）要綱で定める期間中は、帳簿等の補助対象事業に係る全ての関係書類を保存しなければならない。
- （５）本補助金を活用した事業について、取材等を依頼する場合がある。
- （６）本手続要領に加え、要綱も必ず確認すること。

【出典】一般社団法人日本照明工業会

ガイド 114「照明エネルギー消費係数算出のための照明器具の消費電力の参考値」

【蛍光灯器具の消費電力（参考値）】

種 類	使用しているランプ		照明器具消費電力 (W)			
	大 き さ *は高出力点灯 **は省エネ点灯	灯数	100V		200/242V	
			磁気式 安定器	電 子 安定器	磁気式 安定器	電 子 安定器
FHF (Hf)	16	2	—	40	—	38
	16 23W*点灯	1	—	26	—	27
		2	—	50	—	50
	24	1	—	24	—	—
	32	1	—	36	—	35
		2	—	71	—	70
	32 45W*点灯	1	—	48	—	48
		2	—	95	—	95
	50	1	—	58	—	—
		2	—	113	—	—
	50 65W*点灯	1	—	73	—	71
		2	—	143	—	140
	54	1	—	58	—	57
		2	—	109	—	106
FL	20S	1	22	22	28	—
		2	44	42	56	—
	20SS/18	1	21	21	26	—
		2	42	41	52	—
	40S	1	47	46	44	—
		2	94	91	88	—
	40SS/37	1	44	—	42	—
		2	88	—	83	—
FLR	20S	1	30	—	29	—
		2	48	—	48	—
	40S	1	44	42	47	42
		2	85	81	85	80
	40S/36	1	41	38	44	37
		2	78	73	78	72
	110H	1	117	100	117	99
		2	225	—	225	198
	110H/100	1	108	97	108	94
		2	212	194	208	187

使用しているランプ			照明器具消費電力 (W)			
種 類	大 き さ *は高出力点灯 **は省エネ点灯	灯数	100V		200/242V	
			磁気式 安定器	電 子 安定器	磁気式 安定器	電 子 安定器
FCL	20/18	1	22	—	—	—
		2	44	—	—	—
	30/28	1	34	31	—	—
		2	64	—	—	—
	32/30	1	36	36	40	—
	40/38	1	47	49	49	—
	30+32	2	69	64	—	—
	32+40	2	—	80	—	—
	30+32+40	3	—	108	—	—
FHC (Hf)	13 18W*点灯	1	—	16	—	—
	20	1	—	20	—	—
	20 28W*点灯	1	—	27	—	—
	27 38W*点灯	1	—	36	—	—
	13+34 18W*点灯+48W*点灯	2	—	59	—	—
	20+27 28W*点灯+38W*点灯	2	—	62	—	—
	20+34 28W*点灯+48W*点灯	2	—	70	—	—
	27+34 38W*点灯+48W*点灯	2	—	81	—	—
	20+27+34 28W*点灯+ 38W*点灯+48W*点灯	3	—	106	—	—
	27+34+41 38W*点灯+ 48W*点灯+58W*点灯	3	—	123	—	—
FHG (Hf)	30	1	—	32	—	—
	40	1	—	44	—	—
	70	1	—	—	—	84
	30+40	2		77		—
	40+50	2		104		—
	50+60	2	—	125	—	—
FHD (Hf)	40	1	—	36	—	—
	70	1	—	64	—	—
	85	1	—	76	—	—
	100	1	—	91	—	—
	40+100	2	—	120	—	—
FHW (Hf)	73	1	—	78	—	77
	103	1	—	108	—	107
	73+103	2	—	181	—	174

使用しているランプ			照明器具消費電力 (W)			
種 類	大 き さ *は高出力点灯 **は省エネ点灯	灯数	100V		200/242V	
			磁気式 安定器	電 子 安定器	磁気式 安定器	電 子 安定器
FDL	13	1	18	15	—	—
	18	1	22	18	26	—
	27	1	34	26	—	25
FPL	13	1	18	—	—	—
	18	1	22	—	26	—
	27	1	34	24	—	—
		2	66	—	—	—
	36	1	44	38	44	36
		2	92	70	90	70
	55	1	60	55	—	54
FPR	96	1	—	—	—	90
		2	—	—	—	180
FWL又はFML	13	1	18	—	—	—
		2	38	—	—	—
	18	1	22	—	—	—
		2	44	—	—	—
	27	1	34	24	—	—
		2	64	—	—	—
	36	1	—	36	—	36
FML	55	1	—	55	—	54
		2	—	72	—	69
FPL (Hf)	32	1	—	35	—	35
		2	—	70	—	68
	45	1	—	48	—	47
		2	—	96	—	94
FHP (Hf)	23	1	—	26	—	26
		2	—	49	—	49
	32 28W**点灯	1	—	32	—	31
		2	—	63	—	62
	32	1	—	36	—	36
		2	—	70	—	69
	45	1	—	48	—	47
		2	—	95	—	94
	105	1	—	94	—	92
		2	—	218	—	218

使用しているランプ			照明器具消費電力 (W)			
種 類	大 き さ *は高出力点灯 **は省エネ点灯	灯数	100V		200/242V	
			磁気式 安定器	電 子 安定器	磁気式 安定器	電 子 安定器
FHT (H f)	16	1	—	19	—	—
	24	1	—	27	—	—
		2	—	53	—	53
	32	1	—	35	—	35
		2	—	70	—	70
	42	1	—	45	—	48
		2	—	90	—	95
FHH (H f)	62	1	—	69	—	69
		2	—	136	—	136
	82	1	—	90	—	90
		2	—	175	—	175
FHSC (H f)	15	1	—	13	—	—
	20	1	—	18	—	—
	30	1	—	28	—	—
	63	1	—	52	—	—
	75	1	—	62	—	—
	93	1	—	75	—	—
FHSD (H f)	11	1	—	14	—	14
	15	1	—	18	—	18
	20	1	—	23	—	23

【白熱灯器具の消費電力（参考値）】

使用しているランプ			照明器具消費電力 (W)
種 類	大 き さ	灯数	
クリプトン電球	40形	1	36
	60形	1	54
	100形	1	90
白熱電球	40形	1	36
	60形	1	54
	100形	1	90
ハロゲン電球 JD110V系		60	55
	赤外反射膜付	65	65
	赤外反射膜付	85	85
	赤外反射膜付	90	90
	赤外反射膜付	130	135
		250	250

【HID 器具の消費電力（参考値）】

使用しているランプ			照明器具消費電力 (W)			
種 類	大 き さ	灯数	100V		200/242V	
			磁気式 安定器	電 子 安定器	磁気式 安定器	電 子 安定器
高圧水銀ランプ	40	1	52	—	—	—
	100	1	120	—	115	—
	200	1	228	—	213	—
	250	1	275	—	260	270
	300	1	330	—	310	—
	400	1	435	—	415	425
セラミックメタルハライドランプ (低始動電圧形)	150	1	170	—	165	—
	180	1	215	—	205	—
	190	1	220	—	210	—
	220	1	250	—	240	—
	230	1	260	—	250	—
	270	1	308	—	292	—
	290	1	325	—	307	—
	360	1	402	—	390	—
メタルハライドランプ(石英) (低始動電圧形)	100	1	120	—	114	—
	200	1	230	—	215	—
	250	1	275	—	260	—
	300	1	330	—	310	—
	400	1	433	—	415	—
コンパクト形メタルハライドランプ	20	1	—	26	—	24
	35	1	50	46	50	46
	50	1	—	60	—	59
	70	1	95	87	93	86
	100	1	—	114	—	110
	150	1	180	170	178	169
	250	1	290	—	283	270
	400	1	450	—	435	425
高圧ナトリウムランプ (始動器内蔵形)	40	1	52	—	—	—
	70	1	93	—	85	—
	75	1	94	—	94	—
	110	1	131	—	125	—
	180	1	211	—	198	—
	220	1	250	—	238	—
	270	1	301	—	288	—
	360	1	400	—	384	—
高圧ナトリウムランプ (専用安定器)	50	1	—	62	—	62
	70	1	92	81	85	80
	100	1	—	114	—	115
	110	1	135	—	135	—
	140	1	175	—	170	—
	150	1	185	—	175	166
	250	1	300	171	300	—
	400	1	440	—	438	—